

令和4年第2回弘前市国民健康保険運営協議会

日時：令和4年10月24日（月）

午後1時30分から

場所：弘前市社会福祉センター 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 協議事項（諮問事項）

（1）令和5年度弘前市国民健康保険料の料率を改定すること。

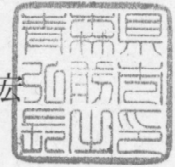
4 閉 会



弘国年発第 380 号
令和4年10月11日

弘前市国民健康保険運営協議会
会長 島 浩 之 様

弘前市長 櫻 田



諮 問 書

弘前市国民健康保険運営協議会に対し、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 令和5年度弘前市国民健康保険料の料率を改定すること。

令和5年度以降の国民健康保険料の 賦課基準について

弘前市国民健康保険運営協議会資料

健康こども部国保年金課
令和4年10月24日

■令和5年度の国民健康保険料の改定ポイント (事務局案)

- ① 『医療給付分』と『後期高齢者支援金分』の所得割を中心に引き下げ。
- ② 『医療給付分』と『後期高齢者支援金分』における【応能割】：【応益割】の配分率を見直しする。

国民保険料賦課の仕組み …おさらい

【基礎知識】

国保の保険料と県に納める事業費納付金は、「医療給付分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の3区分あります。それぞれの現行の賦課基準は下記のとおりです。

現行の保険料賦課基準

単位：円

区分		医療給付分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分
応益割	平等割	24,400	7,600	6,000
	均等割	22,400	8,600	10,400
応能割	所得割	10.1%	3.6%	3.4%
	(賦課限度額)	650,000	200,000	170,000

基礎知識

「医療給付分」と「後期高齢者支援金分」は全ての被保険者に賦課されます。

現行の保険料賦課基準

単位：円

区分		医療給付分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分
応益割	平等割	24,400	7,600	6,000
	均等割	22,400	8,600	10,400
応能割	所得割	10.1%	3.6%	3.4%
	(賦課限度額)	650,000	200,000	170,000

「介護納付金分」は40歳から64歳まで(介護の2号被保険者)の被保険者にのみ賦課されます。

現行の保険料賦課基準

単位：円

区分		医療給付分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分
応益割	平等割	24,400	7,600	6,000
	均等割	22,400	8,600	10,400
応能割	所得割	10.1%	3.6%	3.4%
	(賦課限度額)	650,000	200,000	170,000

今回改定を行う箇所

前回引き下げの際に応益割部分では均等割のみ引き下げたことでバランスが崩れているので、今回は平等割の方のみを下げて、バランスを調整する。

現行の保険料率標準

単位：円

区分	医療給付分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分
平等割	24,400	7,600	6,000
均等割	22,400	8,600	10,400
所得割	10.1%	3.6%	3.4%
(賦課限度額)	650,000	200,000	170,000

現状の課題

【重要】 県単位化・・料率基準の県下統一へ向け、
今後何が必要なのか。 課題は大きく二つ。

現状の課題①

弘前市の賦課基準における【応能割】と【応益割】への配分比率と、県の示す標準保険料率における同配分率に大きな乖離がある。（17Pを参照）

現状の課題②

「介護納付金分」について、本来徴収すべき保険料が充足できていない状況にある。

現行の賦課基準と 県が当市に示している賦課基準の差異

単位：円

区分		医療給付分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分
所得割	弘前市	10.1%	3.6%	3.4%
	県の標準保険料	6.57%	2.64%	3.52%
	県-市	-3.53%	-0.96%	0.12%
均等割	弘前市	22,400	8,600	10,400
	県の標準保険料	28,318	11,050	17,897
	県-市	5,918	2,450	7,497
平等割	弘前市	24,400	7,600	6,000
	県の標準保険料	18,888	7,370	9,138
	県-市	-5,512	-230	3,138

【ポイント】

県の標準保険料と市の基準の比較

県は、応能割：応益割の配分率を
44：56程度として各市町村へ示している。
→ 方向性として、応能割→応益割へ賦課
の比重をスライドしていく必要がある。

※県、当市、全国との比較は17P

現行の賦課基準と
県が当市に示している賦課基

介護納付金分はかなり引き上げし
ないといけない状況である。

区分		医療給付分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分
所得割	弘前市	10.1%	3.6%	3.4%
	県の標準保険料	6.57%	2.64%	3.52%
	県-市	-3.53%	-0.96%	0.12%
均等割	弘前市	22,400	8,600	10,400
	県の標準保険料	28,318	11,050	17,897
	県-市	5,918	2,450	7,497
平等割	弘前市	24,400	7,600	6,000
	県の標準保険料	18,888	7,370	9,138
	県-市	-5,512	-230	3,138

どのくらい不足しているのか。

- ・令和3年度決算ベースで1億6千万円以上不足している。

各区分ごとの過不足額(令和3年度決算ベース)

(単位:百万円)

		医療 給付費分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分	合計
保険料収入額	A	3,399	1,182	471	5,052
その他収入	B	14,746	42	24	14,812
収入合計	C=A+B	18,145	1,224	495	19,864
事業費納付金	D	3,391	1,139	656	5,186
その他支出	E	13,962	0	0	13,962
支出合計	F=D+E	17,353	1,139	656	19,148
過不足	C-F	792	85	▲ 161	716

※Aの保険料収入額には保険基盤安定分も含まれている。

県の標準保険料率と当市の基準の比較

弘前市国民健康保険条例における応能割：応益割の配分率

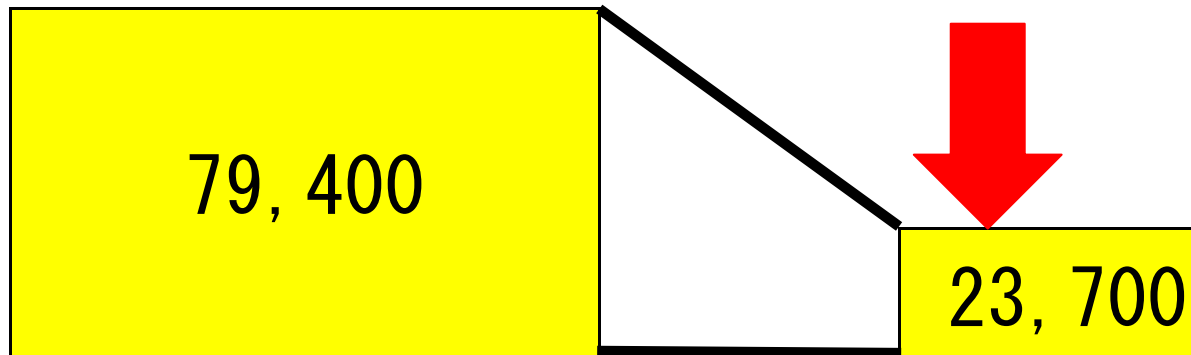
区分	応能割	応益割	
	所得割	均等割	平等割
医療給付分	55	27	18
後期高齢者支援金分	55	31.5	13.5
介護納付金分	50	35	15

当市と県の標準保険料・全国平均とでの応能割：応益割の配分比率の違い

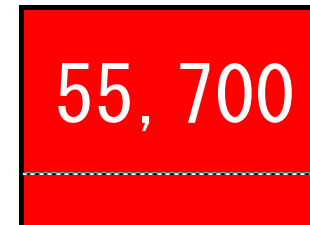
(医療給付分)	応能割	応益割	備考
当市	55	45	現状県内29/40市町村が、当市と同じく応能割側に過重配分している。
県の標準保険料	44	56	青森県の所得平均が全国の8割程度しかないことを配慮して調整している。
全国平均	58.5	41.5	※平成27年度当時のデータ
国の政令基準	50	50	※県単位化に伴い、平成30年に廃止。 元々は3方式の例では、 所得割：平等割：均等割を50：35：15と するように定めていた。

参考：基盤安定繰入金の仕組み

	医療分	後期分	介護分	計
均等割	22,400	8,600	10,400	79,400
平等割	24,400	7,600	6,000	



7割
軽減



財源（一般会計）

県3/4

市1/4

対応方針

今回の改定における対応方針(案)

今回の改定で可能なラインまで
是正したい。

現状の課題①

弘前市の賦課基準における【応能割】と【応益割】への配分比率と、県の示す標準保険料率における同配分率に大きな乖離がある。

将来的に解決は必要だが、
今後の課題として先送りしたい。

現状の課題②

「介護納付金分」について、本来徴収すべき保険料が充足できていない状況にある。

今回の改定における対応方針(案)

・課題①への対応の具体的中身

現状の課題①への対応

配分率 52.5 : 47.5 を目安に調整

- ・【応能割】:【応益割】の配分比率を、県単位化までの長期目標を50:50に置いて、目指していく。
- ・今回の改定では、52.5:47.5となるよう調整し段階的に比率を見直ししていく。

料率の改定幅をどの程度とするか

国民健康保険特別会計の財政状況
(国保財政調整基金の状況等)

財政推計

現行の料率を継続する仮定での試算

(単位：百万円)

	科目	R4	R5	R6	R7	R8	R9
歳入	国民健康保険料	3,644	3,492	3,356	3,233	3,128	3,065
	保険基盤安定繰入金	1,123	1,081	1,041	1,006	975	959
	普通交付金	12,399	12,726	12,509	12,301	12,106	11,937
	その他	1,911	1,710	1,187	1,186	1,205	1,184
	合計	19,077	19,009	18,093	17,726	17,414	17,145
歳出	保険給付費	12,448	12,789	12,570	12,362	12,166	11,996
	国民健康保険事業費納付金	4,810	5,134	5,019	4,919	4,843	4,834
	その他	1,298	1,105	584	584	583	583
	合計	18,556	19,028	18,173	17,865	17,592	17,413
収支	単年度収支額	521	▲ 19	▲ 80	▲ 139	▲ 178	▲ 268
	累積収支額（基金残高見込）	3,094	3,075	2,995	2,856	2,678	2,410

	項目	R4	R5	R6	R7	R8	R9
その他の数値	平均被保険者数（人）	38,393	36,961	35,399	33,995	32,786	32,062
	高齢者数(65歳以上)（人）	17,243	16,512	15,669	14,972	14,398	14,169
	高齢者数(65歳以上)の比率（%）	44.9	44.7	44.3	44.0	43.9	44.2
	介護2号(40~64歳)（人）	13,611	13,283	12,919	12,548	12,245	12,007
	介護2号(40~64歳)の比率（%）	35.5	35.9	36.5	36.9	37.3	37.4
	一人あたりの保険給付費（円）	324,207	345,995	355,094	363,634	371,053	374,132
	一人あたりの納付金額（円）	125,271	138,899	141,764	144,692	147,685	150,743

●R4→R5で急激に財政が悪化する理由

R4では約4億円分事業費納付金が減額調整されている。
（単価でいうと約1万円）

保険料見直し事務局提案とR9年度までの財政推計

単位：百万円

	医療給付費分			後期高齢者支援金分				財政推計						収入の減少額 (R5単年度ベース)				
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割		R4	R5	R6	R7	R8	R9					
現行	10.1%	22,400円	24,400円	3.6%	8,600円	7,600円	単年度	521	▲19	▲80	▲139	▲178	▲268	-	医療	後期	合計	
							累積	3,094	3,075	2,995	2,856	2,678	2,410					
1案	増減	▲1.2pt	0円	▲1,200円	▲0.4pt	0円	0円	単年度	521	▲280	▲331	▲382	▲411	▲499	保険料	▲154	▲44	▲198
	改定後	8.9%	22,400円	23,200円	3.2%	8,600円	7,600円	累積	3,094	2,814	2,483	2,101	1,690	1,191	総収入	▲183	▲49	▲261
2案	増減	▲1.25pt	0円	▲1,500円	▲0.4pt	0円	0円	単年度	521	▲294	▲342	▲393	▲423	▲510	保険料	▲167	▲44	▲211
	改定後	8.85%	22,400円	22,900円	3.2%	8,600円	7,600円	累積	3,094	2,800	2,458	2,065	1,642	1,132	総収入	▲197	▲49	▲275
3案	増減	▲1.3pt	0円	▲1,800円	▲0.4pt	0円	0円	単年度	521	▲305	▲355	▲404	▲433	▲520	保険料	▲176	▲44	▲220
	改定後	8.8%	22,400円	22,600円	3.2%	8,600円	7,600円	累積	3,094	2,789	2,434	2,030	1,597	1,077	総収入	▲208	▲49	▲286
4案	増減	▲1.4pt	0円	▲2,500円	▲0.4pt	0円	0円	単年度	521	▲335	▲383	▲432	▲460	▲547	保険料	▲197	▲44	▲241
	改定後	8.7%	22,400円	21,900円	3.2%	8,600円	7,600円	累積	3,094	2,759	2,376	1,944	1,484	937	総収入	▲238	▲49	▲316
5案	増減	▲1.5pt	0円	▲3,200円	▲0.4pt	0円	0円	単年度	521	▲362	▲408	▲457	▲484	▲570	保険料	▲216	▲44	▲260
	改定後	8.6%	22,400円	21,200円	3.2%	8,600円	7,600円	累積	3,094	2,732	2,324	1,867	1,383	813	総収入	▲265	▲49	▲343

改定案（中間案の3案）

【医療分】 所得割 1. 3ポイント＋平等割 1, 800円引下げ

【後期分】 所得割 0. 4ポイント

【医療分】	現行
所得割	10.1
均等割	22,400
平等割	24,400



改定案	改定幅	単位	賦課割合
8.8	-1.3	pt	52.5
22,400		円	29.5
22,600	-1,800		18

【後期分】	現行
所得割	3.6
均等割	8,600
平等割	7,600



改定案	改定幅	単位	賦課割合
3.2	-0.4	pt	52.5
8,600	0	円	31
7,600	0		16.5

保険料収入の減少
約2億2000万円

国保財政への収入減少 ※基盤安定の減含む
約2億8600万円

まとめ：改定による被保険者世帯への影響

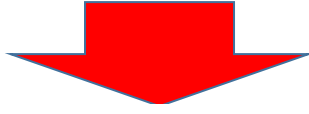
	所得割	平等割	保険料収入 減少額総額	一世帯 あたり 平均 引下額	例) 対象所得100万円 の場合	引下幅 の目安
案 1	▲1.6 pt	▲1,200円	198,558,778	8,181	▲17,200円	▲300～ ▲約83,000円
案 2	▲1.65 pt	▲1,500円	211,247,775	8,704	▲18,000円	▲400～ ▲約86,000円
案 3	▲1.7 pt	▲1,800円	220,539,460	9,087	▲18,800円	▲500～ ▲約88,000円
案 4	▲1.8 pt	▲2,500円	242,112,204	9,975	▲20,500円	▲700～ ▲約94,000円
案 5	▲1.9 pt	▲3,200円	260,376,053	10,728	▲22,200円	▲900～ ▲約100,000円

案1～案5それぞれの所得階層別の引き下げ額

改定前

モデル 3人世帯	医療給付分		後期支援金分		介護納付金分		医療分	後期分	介護分
	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	所得割		
夫(43歳)	24,400	22,400	7,800	8,600	6,000	10,400	10.10%	3.60%	3.40%
妻(38歳)		22,400		8,600					
子(12歳)		22,400		8,600					
計	141,400								

※端数調整あり



案1	所得	(給与収入相当額)	軽減該当区分	応益割(軽減後)	応能割額	改定前保険料	改定後	減額幅
		0	55万以下	7割軽減	42,300	0	42,300	42,000
	800,000	135万円	5割軽減	70,700	63,100	133,800	127,300	-6,500
	1,500,000	約226万円	2割軽減	113,000	183,000	296,000	277,900	-18,100
	3,000,000	430万円	-	141,400	439,300	580,700	538,400	-42,300
	4,500,000	約618万円	-	141,400	695,800	837,200	770,900	-66,300

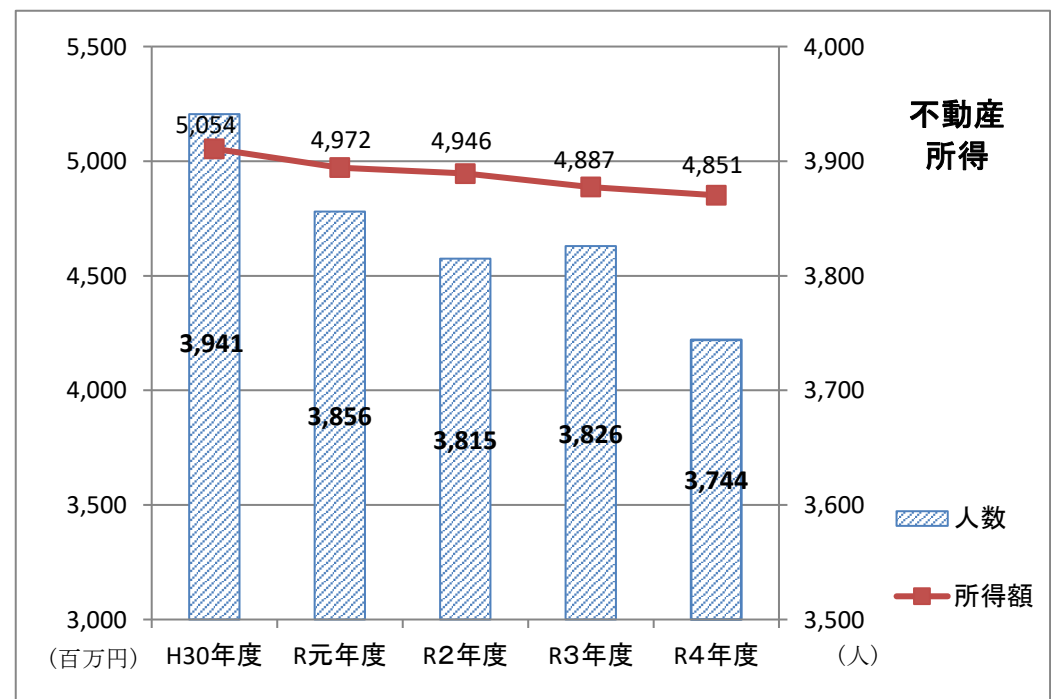
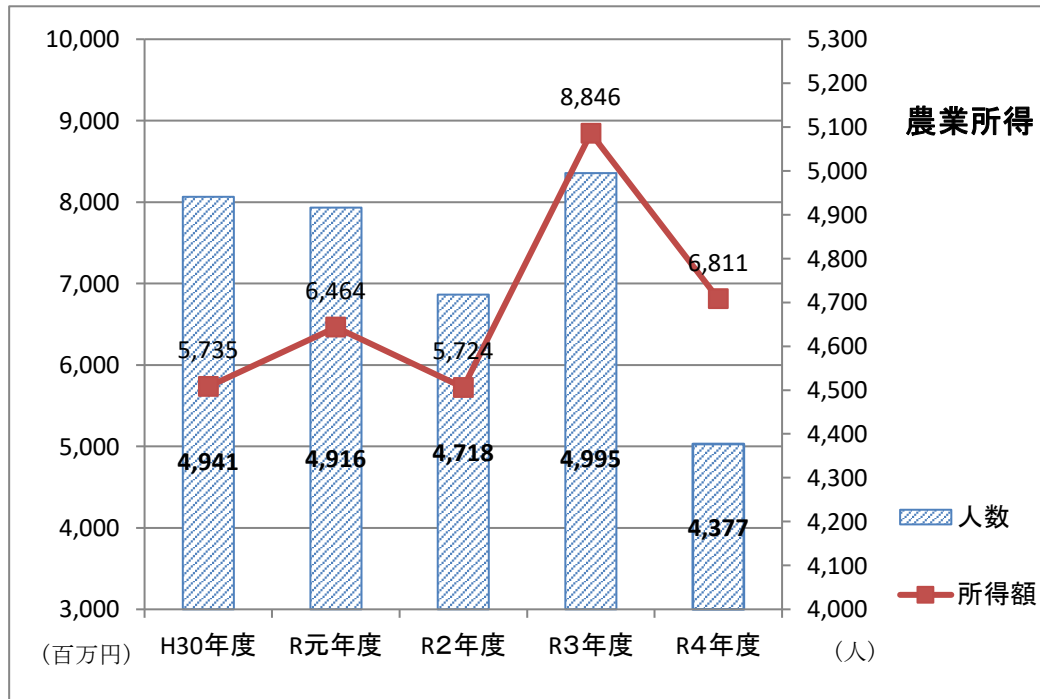
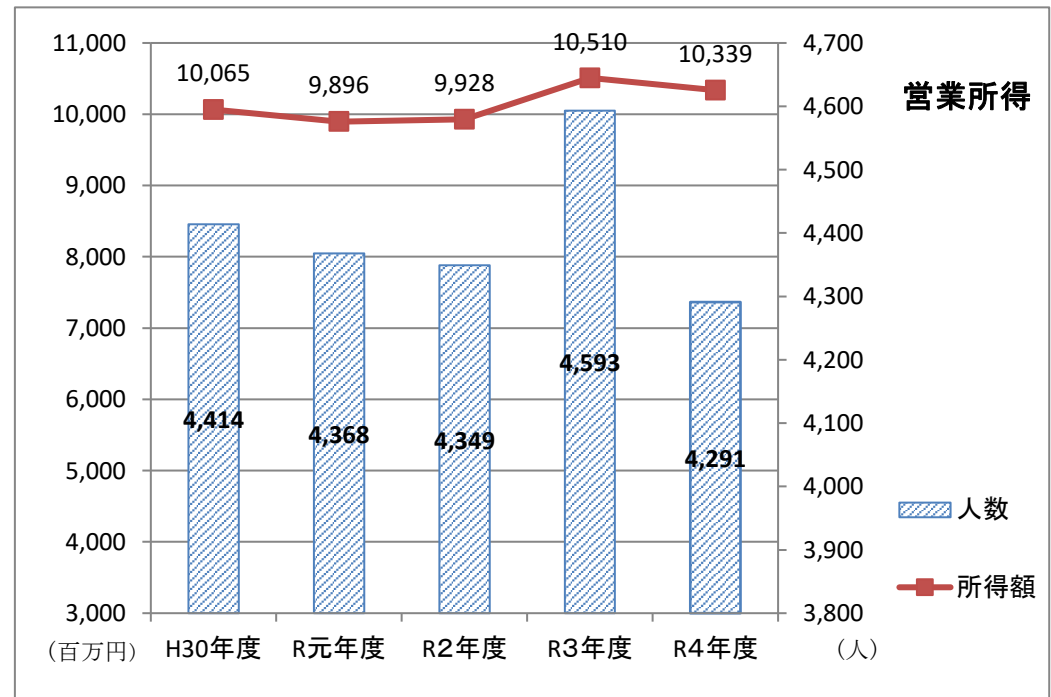
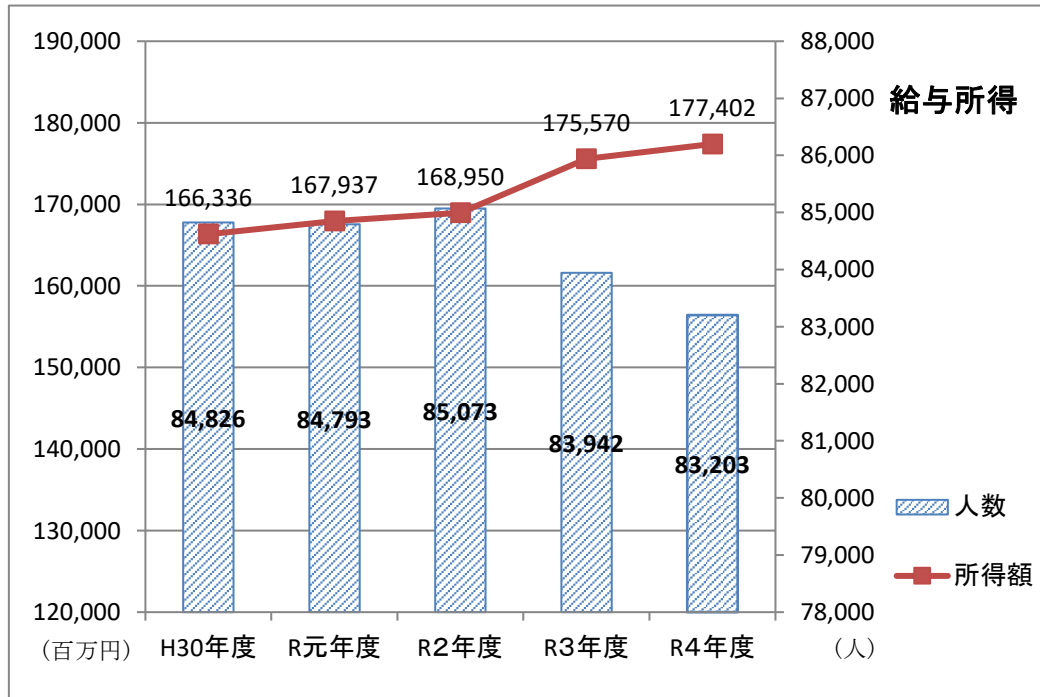
案2	所得	(給与収入相当額)	軽減該当区分	応益割(軽減後)	応能割額	改定前保険料	改定後	減額幅
		0	55万以下	7割軽減	42,300	0	42,300	41,900
	800,000	135万円	5割軽減	70,700	63,100	133,800	126,900	-6,900
	1,500,000	約226万円	2割軽減	113,000	183,000	296,000	277,100	-18,900
	3,000,000	430万円	-	141,400	439,300	580,700	536,800	-43,900
	4,500,000	約618万円	-	141,400	695,800	837,200	768,500	-68,700

案3	所得	(給与収入相当額)	軽減該当区分	応益割(軽減後)	応能割額	改定前保険料	改定後	減額幅
		0	55万以下	7割軽減	42,300	0	42,300	41,800
	800,000	135万円	5割軽減	70,700	63,100	133,800	126,600	-7,200
	1,500,000	約226万円	2割軽減	113,000	183,000	296,000	276,400	-19,600
	3,000,000	430万円	-	141,400	439,300	580,700	535,200	-45,500
	4,500,000	約618万円	-	141,400	695,800	837,200	766,200	-71,000

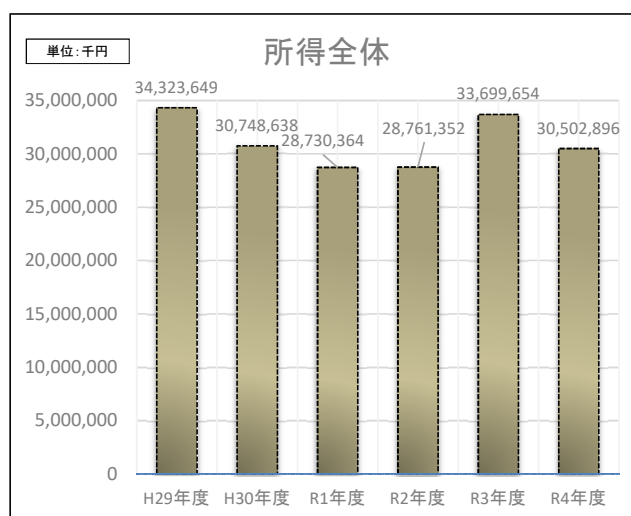
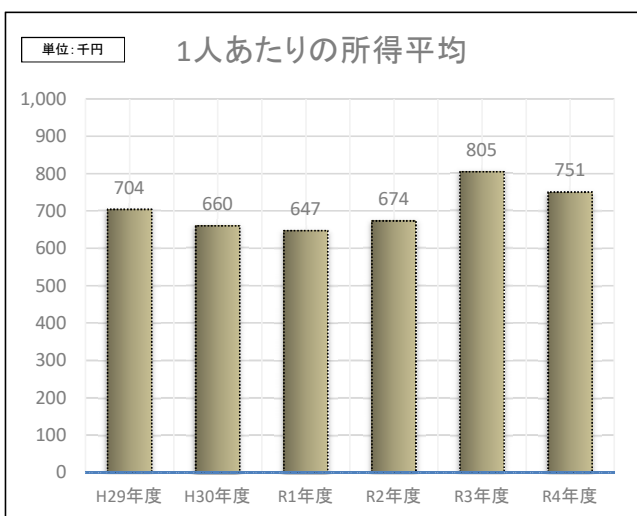
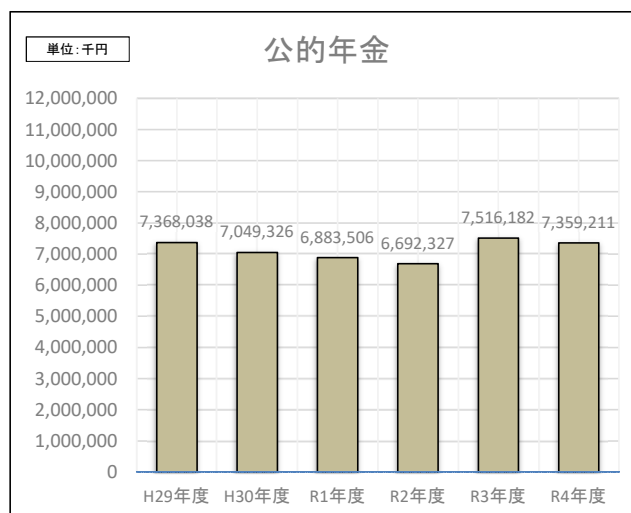
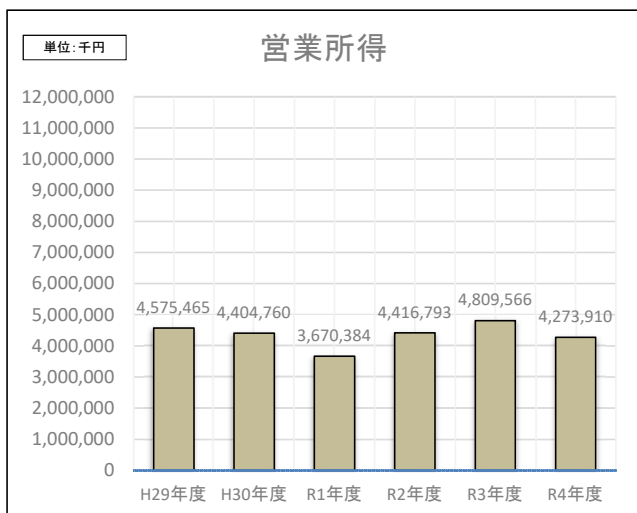
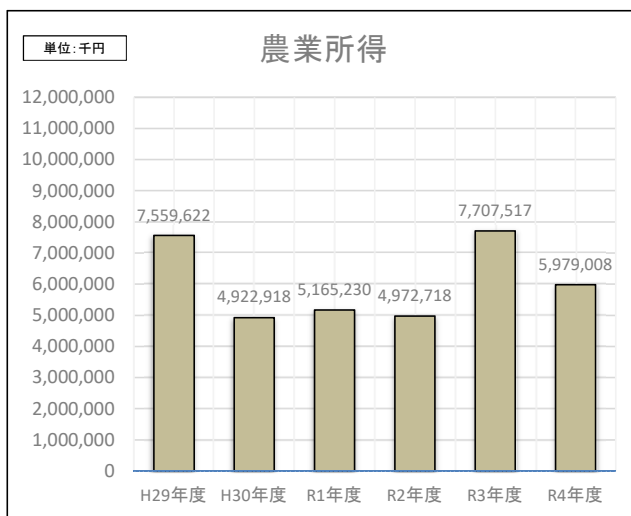
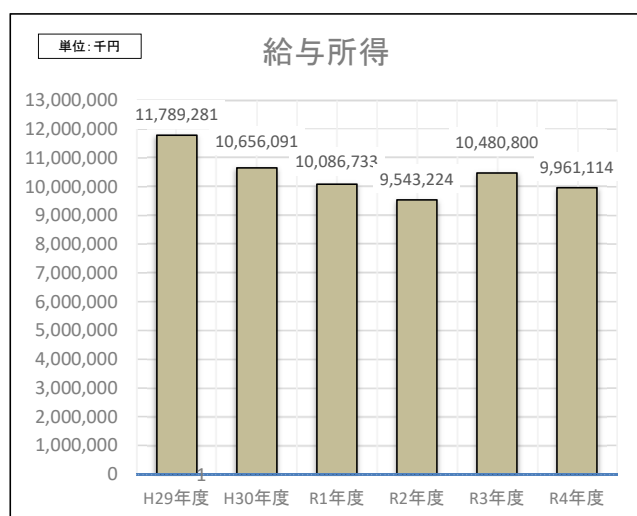
案4	所得	(給与収入相当額)	軽減該当区分	応益割(軽減後)	応能割額	改定前保険料	改定後	減額幅
		0	55万以下	7割軽減	42,300	0	42,300	41,600
	800,000	135万円	5割軽減	70,700	63,100	133,800	125,900	-7,900
	1,500,000	約226万円	2割軽減	113,000	183,000	296,000	274,700	-21,300
	3,000,000	430万円	-	141,400	439,300	580,700	531,900	-48,800
	4,500,000	約618万円	-	141,400	695,800	837,200	761,400	-75,800

案5	所得	(給与収入相当額)	軽減該当区分	応益割(軽減後)	応能割額	改定前保険料	改定後	減額幅
		0	55万以下	7割軽減	42,300	0	42,300	41,400
	800,000	135万円	5割軽減	70,700	63,100	133,800	125,200	-8,600
	1,500,000	約226万円	2割軽減	113,000	183,000	296,000	273,100	-22,900
	3,000,000	430万円	-	141,400	439,300	580,700	528,700	-52,000
	4,500,000	約618万円	-	141,400	695,800	837,200	756,700	-80,500

グラフで見る平成30年度から令和4年度までの各所得額の推移



当初賦課時点における国保加入者の所得別状況



令和3年度～5年度分の保険料額

所得段階		割合	保険料（年額）
第1段階	・生活保護受給者の人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、 老齢福祉年金受給者の人 ・世帯全員が市町村民税非課税で、 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.3	24,330円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.5	40,550円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、上記以外の人	基準額×0.7	56,770円
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.875	70,960円
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で上記以外の人	基準額×1.0	81,090円
第6段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.125	91,230円
第7段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.25	101,370円
第8段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	121,640円
第9段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	137,860円
第10段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×2.0	162,180円
第11段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×2.1	170,290円
第12段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人	基準額×2.2	178,400円
第13段階	本人が市町村民税課税者で前年の合計所得金額が1000万円以上の人	基準額×2.3	186,510円

令和4年度国民健康保険料(税)率等一覧

保険者 番号	保険者名	医療分					支援分					介護分				
		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (万円)
001	青森市	9.71		20,040	24,720	65	2.46		6,360	7,680	20	2.74		13,800		17
002	弘前市	10.10		22,400	24,400	65	3.60		8,600	7,600	20	3.40		10,400	6,000	17
003	八戸市	8.00		23,000	25,000	65	2.40		7,000	8,000	20	2.30		8,000	9,000	17
004	黒石市	8.40	36.30	28,200	26,100	65	1.90	8.80	6,700	5,800	20	1.80	10.40	8,700	5,100	17
005	五所川原市	7.27	37.76	25,210	21,500	65	2.21	12.25	7,400	6,400	20	2.02	12.63	9,400	5,500	17
006	十和田市	7.70	22.40	23,600	29,900	65	2.40	5.40	8,500	7,200	20	1.80	3.00	9,100	5,600	17
007	三沢市	7.50	25.00	25,000	31,000	65	2.50	10.00	8,000	9,500	20	1.80	5.00	8,000	6,500	17
008	むつ市	8.01		21,700	34,900	65	3.01		8,300	13,300	20	3.04		20,900		17
009	平内町	9.00	38.30	25,000	27,800	65	3.70	11.70	7,900	8,700	20	2.90	10.00	8,500	6,000	17
011	今別町	6.00	25.00	15,600	21,600	65	6.00	25.00	12,000	12,000	20	1.00	10.00	6,700	10,000	17
012	蓬田村	9.00	20.00	25,200	24,600	65	2.00	12.00	12,000	8,000	20	2.00	10.00	9,000	6,000	17
015	鱒ヶ沢町	8.60	40.00	25,000	26,000	65	3.00	13.00	8,400	7,800	20	2.40	12.00	9,200	5,500	17
017	深浦町	8.10	36.30	21,100	23,900	65	2.20	9.60	5,700	6,300	20	1.90	11.00	7,900	4,100	17
025	西目屋村	8.50		24,000	28,000	65	2.80		7,800	8,400	20	2.40		6,900	7,200	17
026	藤崎町	9.50		25,500	20,100	65	2.80		7,800	6,000	20	2.40		8,700	4,500	17
027	大鰐町	7.00	40.00	19,300	30,000	65	2.90	5.00	9,800	9,800	20	1.40	5.00	9,800	9,800	17
032	田舎館村	7.60	28.00	21,600	26,100	65	1.90	7.00	6,300	5,100	20	1.60	9.00	8,400	5,400	17
034	板柳町	7.40	45.00	24,900	24,500	65	3.30	19.60	10,100	9,900	20	1.95	12.30	9,000	5,500	17
036	中泊町	9.31	0.00	23,400	25,800	65	2.75	0.00	9,600	10,800	20	2.49	0.00	12,000	9,000	17
037	鶴田町	8.30	0.00	13,800	0	65	2.30	0.00	3,600	0	20	2.40	0.00	4,200	0	17
040	野辺地町	8.26	44.28	28,100	37,400	65	2.18	8.36	5,100	10,700	20	0.66	5.50	6,900	3,100	17
041	七戸町	7.00	32.00	26,000	29,000	65	2.00	10.00	8,000	8,000	20	1.75	8.00	9,000	7,000	17
044	六戸町	8.50		28,000	32,000	65	2.70		11,000	10,000	20	2.30		12,000	7,000	17
045	横浜町	8.10	38.00	25,200	37,800	65	2.40	2.00	8,400	6,000	20	1.56	5.50	8,100	4,800	17
047	東北町	6.80	40.00	27,000	35,000	65	2.50	10.00	7,200	9,300	20	1.50	10.00	12,100	6,800	17
050	六ヶ所村	6.00	30.00	22,000	35,000	65	2.00	6.00	7,400	6,900	20	1.60	7.50	8,800	6,000	17
053	大間町	8.00	40.00	22,000	38,000	65	2.00		8,000		20	1.44		13,500		17
054	東通村	8.00	30.00	26,000	30,000	65	2.60	10.00	5,000	5,000	20	2.60		12,000		17
055	風間浦村	8.00		24,000	37,200	65	1.80		9,600		20	2.00		13,200		17
056	佐井村	9.80		25,200	38,400	65	3.20		12,000		20	3.00		13,200		17
058	三戸町	7.80		28,900	23,800	65	2.80		10,200	8,400	20	2.50		11,700	6,400	17
059	五戸町	8.70		27,000	30,000	65	2.40		10,000	8,000	20	1.80		12,000	7,000	17
060	田子町	8.64		35,400	25,200	65	2.44		10,000	7,100	20	2.34		12,200	5,800	17
062	南部町	8.60		16,400	29,000	65	1.80		8,000	8,000	20	1.80		12,000	7,000	17
063	階上町	6.40	39.90	26,900	20,400	65	2.70	22.10	11,200	7,900	20	2.40	20.90	14,900	7,700	17
067	新郷村	7.00		23,000	25,500	65	2.00		7,000	7,500	20	1.50		7,000	7,500	17
070	つがる市	6.10	26.30	24,600	25,800	65	2.37	7.70	7,200	8,400	20	2.26	4.00	9,000	6,600	17
071	外ヶ浜町	10.20	20.00	27,600	36,000	65	2.00	6.00	5,400	7,800	20	1.66	5.00	6,000	8,400	17
072	平川市	8.20	18.50	23,800	27,800	65	2.75	7.00	6,600	10,000	20	2.60	5.70	9,000	8,400	17
073	おいらせ町	6.30	36.00	27,200	32,200	65	1.90	9.20	7,600	9,300	20	1.60	8.20	9,200	6,200	17

国民健康保険料は、皆さんが病気のとときに安心して治療を受けられるための大切な財源です。

令和4年8月1日 (1)

弘前市の国保加入者
(令和4年5月31日現在)

世帯数……25,155世帯
加入者……39,172人

こくほ 特集号



発行・編集／弘前市健康こども部国保年金課 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1 ☎0172-35-1111 内線206 <http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>

令和4年度の保険料

区分	①国民健康保険の医療給付費分	②後期高齢者支援金分	40歳以上の加入者がいない世帯の合計賦課額	③介護納付金分 ※40歳以上の加入者にのみ賦課	合計額 (最高額)
平等割 (一世帯あたり)	24,400円	7,600円	32,000円	6,000円	38,000円
均等割 (被保険者一人あたり)	22,400円	8,600円	31,000円	10,400円	41,400円
所得割 令和3年1月～12月の所得に応じて算定	10.1%	3.6%	13.7%	3.4%	17.1%
賦課限度額	650,000円	200,000円	850,000円	170,000円	1,020,000円

※令和4年度は賦課限度額の医療給付費分を63万円から65万円に2万円、後期高齢者支援金分を19万円から20万円に1万円引き上げる改定を行いました。なお、平等割・均等割・所得割の基準は令和3年度と同じ基準です。

軽減判定所得基準

保険料のうち平等割・均等割については、所得額により段階的に軽減する制度があります。令和4年度の軽減判定所得基準は令和3年度と変更ありません。軽減制度が適用されるのは世帯主及び国民健康保険の加入者全員が申告をしている世帯に限られます。

なお、納入通知書又は明細書の5ページで軽減割合の適用区分を、9ページで申告の状況を確認できます。

軽減割合	令和4年度の基準
7割軽減	被保険者の合計所得が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合
5割軽減	被保険者の合計所得が43万円+被保険者×28万5千円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合
2割軽減	被保険者の合計所得が43万円+被保険者×52万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合

国保の保険証が変わります

令和4年8月1日～

水色

桃色

新しい保険証は7月中旬頃から普通郵便にて郵送します。

以前70歳から74歳のかたに発行していた「高齢受給者証」は平成30年度から保険証と一体化しています。

傷病手当金の支給（新型コロナウイルス感染症対策）

新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等感染が疑われる症状で勤務ができないことにより、給与等の全部又は一部の支払いを受けられなかった場合に傷病手当金を支給します。

対象者	給与収入等を得ている国民健康保険加入者であって、新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等感染が疑われる症状で勤務ができないことにより、給与等の全部又は一部の支払いを受けられなかったかた。
対象期間	令和5年3月31日（令和4年度末）まで ※傷病手当金の支給対象期間は延長となり、今年度末までとなっています。ただし、2年以上経過した期間については時効となり、申請することができなくなりますので、ご注意ください。
支給額	直近3か月の給与収入等合計／就労日数×2／3×休業日数（4日目から） ※限度額あり。一部支給を受けている場合はその額を除いた額。

【傷病手当金】に関するお問い合わせは、国保給付係（☎40-7047）まで

国民健康保険料の減免（新型コロナウイルス感染症対策）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯などに対し、国民健康保険料の減免の申請を受付します。

対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> ①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の減少が見込まれ、次のア）イ）ウ）全てに該当する世帯 <ul style="list-style-type: none"> ア）事業収入等（※保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の3割以上減少していること。 イ）前年の総所得金額及び山林所得金額等の合計額が1,000万円以下であること。 ウ）減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。 	
減免額	国民健康保険料 × $\frac{\text{世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等の前年所得}}{\text{世帯の主たる生計維持者及び世帯に属する被保険者の前年所得の合計}}$ × 減免割合	
減免割合算定表	前年の合計所得金額	減額又は免除の割合
	300万円以下であるとき	全部
	400万円以下であるとき	10分の8
	550万円以下であるとき	10分の6
	750万円以下であるとき	10分の4
	1,000万円以下であるとき	10分の2

【国民健康保険料の減免】に関するお問い合わせは、国保保険料係（☎40-7045）まで

高額な医療費がかかる前に限度額適用認定証の交付申請を

限度額適用認定証は保険適用分の医療費負担が限度額（ひと月ごと）までとなります。入院・外来において医療機関ごとに適用されます。また、市民税非課税世帯のかたは、入院時食事代も減額されます。

【限度額認定証の交付申請に必要なもの】 保険証

※なお、3ページの表の70歳以上の現役並みⅢと一般の区分のかたは、窓口での医療費負担の際に上限が適用されるため申請する必要はありません。

【高額療養費】に関するお問い合わせは、国保給付係（☎40-7047）まで

医療費が高額になったとき (高額療養費)

医療費負担が高額となり、同じ月内で下記の自己負担限度額を超えた場合、申請により支払った医療費と限度額との差額が、高額療養費として支給されます。

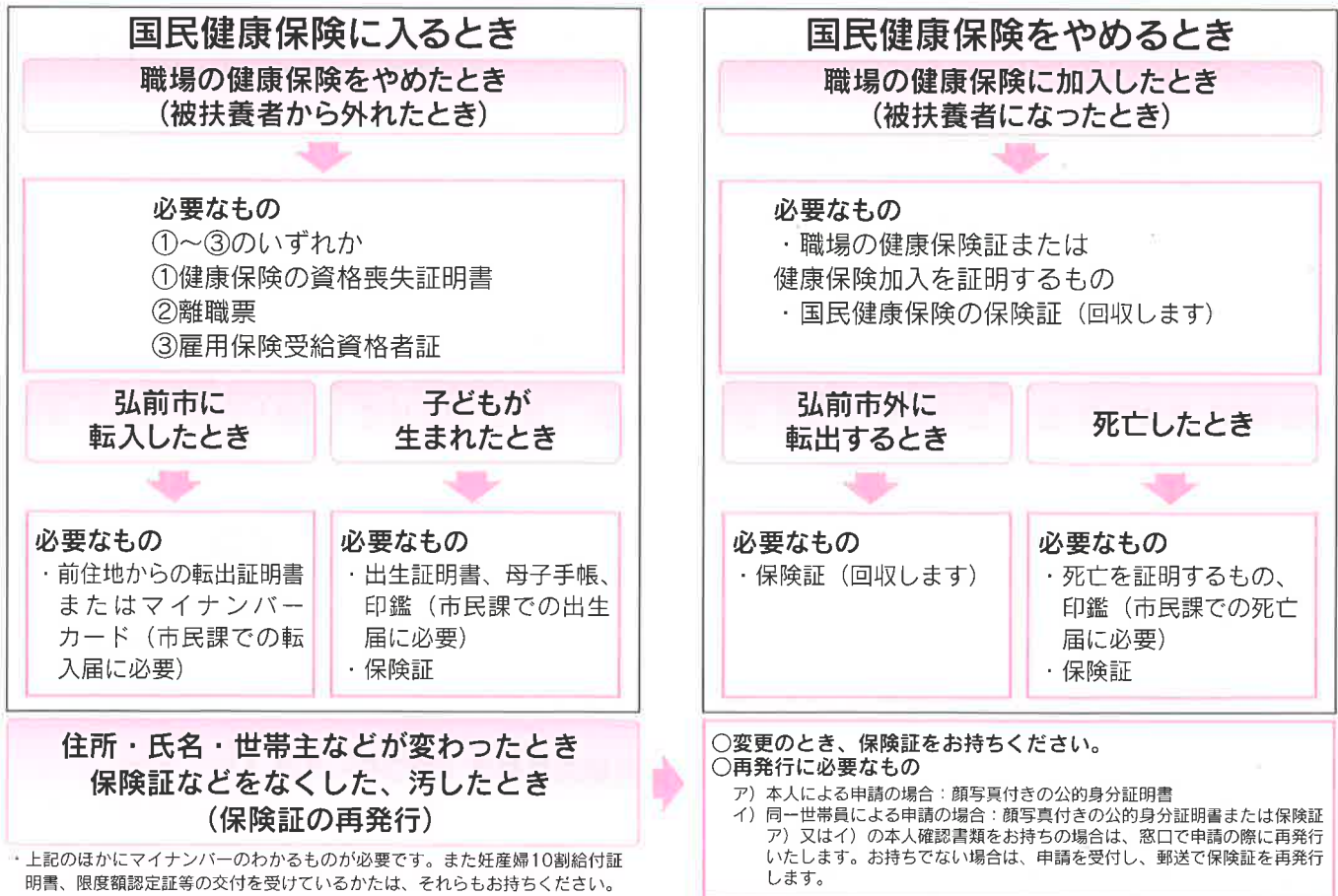
70歳未満 のかたの自己負担限度額 (月額)

所得区分		3回目まで	4回目以降
所得 901万円超	ア	252,600円+(実際にかかった医療費-842,000円)×1%	140,100円
所得 600万円超901万円以下	イ	167,400円+(実際にかかった医療費-558,000円)×1%	93,000円
所得 210万円超600万円以下	ウ	80,100円+(実際にかかった医療費-267,000円)×1%	44,400円
所得 210万円以下	エ	57,600円	44,400円
市民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

70歳以上 のかたの自己負担限度額(月額)

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
			3回目まで	4回目以降
現役並みⅢ	課税所得 690万円以上	252,600円+(実際にかかった医療費-842,000円)×1%	140,100円	
現役並みⅡ	課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円+(実際にかかった医療費-558,000円)×1%	93,000円	
現役並みⅠ	課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円+(実際にかかった医療費-267,000円)×1%	44,400円	
一般		18,000円 [年間上限 144,000円]	57,600円	44,400円
低所得者 (市民税非課税世帯)	Ⅱ	8,000円	24,600円	
	Ⅰ		15,000円	

届出が必要なとき ~届出は14日以内に~



【保険料、保険証など】に関するお問い合わせは、国保保険料係 (☎40-7045) まで

※ 弘前市の国保加入期間以外には弘前市の国保の保険証を使用することはできません。転出後や社会保険への移行後、加入期間以外に保険証を使用した場合は、後で医療費等の返還をしていただくことがありますのでご注意ください。

子どもが生まれたときは

国保の被保険者が出産した場合（妊娠12週以上の流産・死産含む）、出産育児一時金が支給されます。原則として、国保から医療機関へ直接支払う「直接払い制度」が導入されており、出産費用を事前に準備する必要はありません。医療機関にてお手続きください。

なお、「直接払い制度」を利用しない場合は、医療機関へ全額支払ってから、出産育児一時金を国保年金課・岩木総合支所民生課・相馬総合支所民生課の窓口でお手続きください。※他の健康保険から支給される場合は、国保から支給されません。

あとで払い戻されるもの

次のような場合は、療養費としてあとで払い戻しを受けられます。

- ① やむを得ない理由で保険証を持たずに診療を受けたとき
- ② 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代
- ③ 一時的な海外渡航中にやむを得ない理由で診療を受けたとき
- ④ その他生血代や医師が必要と認められた場合の移送費等

※各種申請にマイナンバーの記入が必要です。

また、窓口に来られたかたの本人確認のため免許証等の提示を求めていますので、来庁の際にご協力をお願いいたします。

医療費一部負担金の減免について

国保加入者が、災害や失業、新型コロナウイルス感染症の影響など特別な事情で一時的に生活が困窮し、医療機関への医療費一部負担金の支払いが困難な場合、支払いが軽減される制度があります。

死亡したとき

国保加入者が亡くなったとき、葬祭を行ったかた（喪主）に葬祭費として5万円を支給します。

健診を受診しましょう【令和4年度の実施期間：令和5年3月15日まで】

国保特定健康診査は無料で実施しています。

【目的】生活習慣病の予防、早期発見・早期治療

【対象者】昭和22年4月26日から昭和58年3月31日までに生まれたかた
(ただし、75歳の誕生日前までのかた。75歳を迎えたかたは後期高齢者健康診査の対象となります)

【健診項目】身体計測、血圧、血中脂質、肝機能、血糖、尿、貧血、心電図、眼底検査（医師が必要と認めた場合）

【健診場所】は「令和4年度健康と福祉ごよみ」をご覧ください。

【自己負担額】無料。約1万円かかる検査を無料で実施しています。

【注意事項】他の健康保険への加入手続き中のかたは、その間は受診しないでください。約1万円の費用が自己負担となる場合があります。



【受診券】に関するお問い合わせ（再発行など）は、国保健康事業係（☎35-1116）まで

後期高齢者のかたも無料で健康診査を実施しています。

【受診券】に関するお問い合わせ（再発行など）は、後期高齢者医療係（☎40-7046）まで